

令和4年1月19日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡等につきまして、日本医師会より通知がありました。

詳細は日本医師会通知をご参照ください。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

○陽性検体全てではなく、患者数の5～10%程度のL452R 変異株PCR 検査やゲノム解析を実施する取扱いとすること。(新規感染者数が15 人/10 万人未満の自治体においては、引き続き変異株PCR 検査実施率を可能な限り高めること)

○新型コロナウイルス感染症の検査陽性者(無症状の場合も含む)を、原則として、オミクロン株の患者として以下のように取り扱うこと。

- ・他の検査陽性者と同室としても差し支えないこと。
- ・陰圧管理は、他の新型コロナウイルス感染症患者と同様、必ずしも行う必要はないこと。
- ・退院基準・療養解除基準はワクチン接種が完了しているか否かにかかわらず、従来の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」に基づき対応すること。

○新型コロナウイルス感染症の検査陽性者(無症状の場合も含む)の検査陽性者の濃厚接触者を、オミクロン株の濃厚接触者として取扱い、待機期間は、最終曝露日(陽性者との接触等)から10 日間とするが、自治体の判断により、社会機能を維持するために必要な事業に従事する者に限り、10 日を待たずに検査が陰性であった場合でも、事業者において、以下の事項等に留意し、待機を解除できること。

・無症状、核酸検出検査又は抗原定量検査(やむを得ない場合は、抗原定性検査キット)による陰性を確認すること。

・検査は自費検査により、核酸検出検査又は抗原定量検査を用いる場合は最終曝露日(陽性者との接触等)から6日目、抗原定性検査キットを用いる場合は6日目と7日目にそれぞれ行うこと。

※医療機関においては、別添確認書の対応及び同確認書の医薬品卸売販売業者への提出は不要であること。

※「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」(令和3年8月18日付(健Ⅱ266F)、令和4年1月13日付(地453)(健Ⅱ490)参照)に沿って対応する場合の検査は自治体の判断により行政検査とすることが可能であること。

【参考・日本医師会通知ホームページ(通知文掲載先)】

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

【担当】
大阪府医師会
地域医療1課 (TEL:06-6763-7012)